

学校の運動部活動等に係る活動方針

宇和島市立津島中学校
校長 中村 俊二

1 はじめに

学校教育の一環として行われている運動部活動等（運動部活動に限らず、同程度の活動量を有すると推定される文化部等も含む。）は、スポーツ・文化活動に興味・関心を持つ同好の生徒によって、自主的に組織され、生徒がより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ・文化活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体力向上や健康増進、文化交流や情緒安定にも極めて効果的な活動であり、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいとの認識に立つ。

そうした運動部活動等を行う中で、個々の生徒が更に技能を高め、記録に挑戦し、完成度を高めようとするのは自然なことであるが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒や教師に様々な無理や弊害をもたらす、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことが懸念されると同時に、教師の多忙化の一因ともなっている。

このため、宇和島市立津島中学校は、運動部活動等の意義が十分発揮され、生徒の健全な成長や教師の業務負担軽減に資するよう、スポーツ庁が平成 30 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に則り、愛媛県が同年 6 月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」と宇和島市が同年 8 月に策定した「運動部活動の在り方に関する方針」及び、宇和島市が令和元年 6 月に策定した「文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境を構築するという観点から、運動部及び文化部の活動等が、地域、学校、競技種目・コンクール等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、本校の運動部活動等の在り方に関する方針（以下「学校方針」という。）を定めた。

この学校方針を踏まえた運動部活動等の適切な運営により、次代を担う中学校世代の競技力・技能が向上するとともに、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツ・文化ライフを築くための礎となることを期待する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動等の方針の策定等

ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動等に係る活動方針」を策定する。

運動部活動等の責任者（以下「顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへ掲載することにより公表する。また、職員室内掲示(ホワイトボード)に月の活動計画を示すものとする。

ウ 上記のアに関し、「学校における運動部活動等の活動方針(様式1)」、各運動部活動等の「年間活動計画(様式2)」、「毎月の活動計画(様式3)」及び毎月の「活動実績(様式4)」については、(様式1～4)を基に、作成する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動等を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 校長は、部活動指導員(外部指導者も準じる。)のサービスを監督する。「学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと」を遵守すること等に関し、市と連携をとりながら、任用前及び任用後の定期において研修・指導を行う。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部等の活動内容を把握し、生徒が安全かつ適度にスポーツ活動等を行い、生徒・教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は市の指導の下、教師の運動部活動等への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、運動部活動等の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会

が平成 27 年 3 月に作成した「運動部活動運営ガイドー改訂版ー」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

～ 熱中症等活動中の事故防止対応 ～

- 1 屋外での活動時には、帽子を着用させる。
- 2 こまめに水分を補給させ、十分な休憩時間を確保する。必ず水筒を持参することとし、夏季休業中や体育祭練習中など暑さの厳しい時期には多めに準備するように呼び掛ける。また、水筒にスポーツドリンクを入れての持参を奨励する。
- 3 健康観察を十分に行い、生徒の体調に細心の注意をはらう。体調不良の生徒には早めの休養を呼び掛けるとともに、生徒自身に不調を感じたらすぐに申し出るように習慣付け、早めの対応を心掛ける。
- 4 毎年、熱中症対策についての校内研修を行い、全教職員の共通理解を図るとともに、緊急時において適切かつ迅速に対応できる組織づくりに努める。
- 5 屋外での部活動によっては、テントを設置し、日陰で休憩できるようにする。
- 6 デジタル温湿度計を各活動場所に設置し、熱中症の予防に活用している。環境条件を評価することのできる WBGT 計となっており、熱中症の危険度が一目で分かるので、水分補給や休憩時間の適切な確保に役立てる。日本体育協会によると、WBGT が 31℃ 以上になると運動は原則中止となっている。学校においては、休憩時間を十分確保し、生徒の健康状態を把握している。生徒の状態によって、運動の中止と再開を決定することとする。
- 7 保健室には製氷機を設置し、保健室と職員室の冷蔵庫に経口補水液や冷たいおしぼりなどを準備し、早めの対応が行う。

イ 顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツ・文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技・演奏種目等の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

顧問は、国内統括団体が作成・公開する、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習

メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)などを積極的に活用して、3(1)に基づく指導を行う。

(3) 地域の特性を活かした運動部活動等の推進

学校は、県・市が推進する「スポーツ立県えひめ」の実現に向けて、指導者の資質向上やスポーツ医・科学を活用したジュニアの競技力向上など、えひめ国体・えひめ大会のレガシーを最大限に活かす取組を踏まえ、宇和島市中学校体育連盟、宇和島市小学校体育連盟、宇和島市スポーツ協会及び各競技団体等と連携を図りながら、支援・指導を受けつつ、協力・協働関係を築く。

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動等における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、**週当たり2日以上**の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、校長の許可を得て、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。
- **1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度**とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、2(1)に掲げる「学校の運動部活動等に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市が策定した方針に則り、各運動部等の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部等の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

エ 校長は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。(熱中症等活動中の事故防止対応は、文末に提示する。)

5 生徒のニーズを踏まえた文化・スポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあることや生徒の文化・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動等が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的な文化・スポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置するよう努める。

イ 学校は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、合理的な対応が可能な限りにおいて、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、学校と市・地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、文化・スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校の運動部等が参加する大会・コンクール等の全体像を把握するとともに、教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等の上限の目安を定めるなど、参加する大会等を精査する。

